

2022年6月23日

株主各位

東京都港区新橋五丁目13番5号  
株式会社ストライダーズ  
代表取締役社長 早川 良太郎

「第58期定時株主総会招集ご通知」及び「第58期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社「第58期定時株主総会招集ご通知」及び「第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」の記載事項に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

敬 具

記

【訂正箇所①】

第58期定時株主総会招集ご通知 16 ページ

事業報告

1. 企業集団の現況 (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

<訂正前>

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	53 (6) 名	6名減 (1名増)
ホテル事業	65 (41) 名	8名減 (17名減)
海外事業	— (14) 名	50名減 (—)
その他	13 (9) 名	— (1名減)
全社 (共通)	10 (—) 名	— (—)
合 計	141 (70) 名	64名減 (17名減)

<訂正後>

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	53 (6) 名	6名減 (1名増)
ホテル事業	65 (41) 名	8名減 (17名減)
海外事業	— (—) 名	50名減 (14名減)
その他	13 (9) 名	— (1名減)
全社 (共通)	10 (—) 名	— (—)
合 計	141 (56) 名	64名減 (31名減)

## 【訂正箇所②】

第58期定時株主総会招集ご通知 25ページ

事業報告

2. 会社の現況 (5) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況

### <訂正前>

① 内部統制システムについての決議の概要

(省略)

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として下記b. に記載する部署を設置する。必要に応じて、規則・ガイドライン等の策定整備及び研修を実施する。

b. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、管理本部がコンプライアンスの統括的業務を執行する。

(省略)

### <訂正後>

① 内部統制システムについての決議の概要

(省略)

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として下記b. に記載する部署を設置する。必要に応じて、規則・ガイドライン等の策定整備及び研修を実施する。

b. 内部監査部門として執行部門から独立した社長室を設置し、管理本部がコンプライアンスの統括的業務を執行する。

(省略)

### 【訂正箇所③】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 1 ページ

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

#### <訂正前>

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法で算出）によっております。
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

（省略）

#### <訂正後>

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法で算出）によっております。
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

（省略）

## 【訂正箇所④】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 2 ページ

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

### <訂正前>

- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(省略)

- ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(省略)

### <訂正後>

- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(省略)

- ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度に移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(省略)

## 【訂正箇所⑤】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 3 ページ  
連結注記表

### 1. 会計方針の変更に関する注記

#### <訂正前>

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準等」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響は軽微であります。

#### <訂正後>

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準等」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 【訂正箇所⑥】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 4 ページ

連結注記表

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

#### <訂正前>

##### (4) 当座貸越契約

当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	251,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	251,000千円

#### <訂正後>

##### (4) 前受収益及びその他のうち、契約負債の残高

前受収益	166,253千円
前受金	57,789千円

##### (5) 当座貸越契約

当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	251,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	251,000千円

【訂正箇所⑦】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 5ページ

連結注記表

8. 金融商品に関する注記

<訂正前>

(1) 金融商品の状況に関する事項  
(省略)

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

<訂正後>

(1) 金融商品の状況に関する事項  
(省略)

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足情報

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



【訂正箇所⑧】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 6 ページ

連結注記表

8. 金融商品に関する注記

<訂正前>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
売 掛 金	192,869		
貸 倒 引 当 金 (※2)	<u>△2,558</u>		
	190,310	190,310	—
有価証券及び投資有価証券 (※3)	130,307	130,307	—
資産計	<u>320,617</u>	<u>320,617</u>	—
買 掛 金 (※6)	113,560	113,560	—
短 期 借 入 金 (※6)	10,000	10,000	—
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債 (※7)	60,000	59,813	△186
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	208,129	207,417	△711
未 払 金 (※6)	40,004	40,004	—
未 払 費 用 (※6)	88,581	88,581	—
未 払 法 人 税 等 (※6)	17,926	17,926	—
預 り 金 (※6)	84,653	84,653	—
社 債 (※7)	200,000	199,639	△360
長 期 借 入 金 (※7)	901,095	916,156	15,061
長 期 預 り 敷 金 保 証 金 (※8)	157,477	155,731	△1,746
負債計	<u>1,881,428</u>	<u>1,893,485</u>	12,057
デリバティブ取引 (※9)	(7,985)	(7,985)	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期で決済されるため時価が帳簿価額に類するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(※4) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。これらについては「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	<u>1,260,701</u>
新株予約権	870

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合のほかこれに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は9,239千円であります。

(※6) 買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(※7) 1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(※8) 長期預り敷金保証金

残存不動産賃貸契約期間に対応する国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(※9) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で表示しております。

<訂正後>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
有価証券及び投資有価証券 (※2)	130,307	130,307	—
資産計	<u>130,307</u>	<u>130,307</u>	—
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	60,000	59,813	△186
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	208,129	207,417	△711
社 債	200,000	199,639	△360
長 期 借 入 金	901,095	916,156	15,061
長 期 預 り 敷 金 保 証 金	157,477	155,731	△1,746
負債計	<u>1,526,701</u>	<u>1,538,759</u>	12,057
デリバティブ取引 (※5)	(7,985)	(7,985)	—

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「貸倒引当金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、短期で決済されるため時価が帳簿価額に類するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(※3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。これらについては「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	<u>126,071</u>
関係会社株式	<u>70,616</u>
新株予約権	870

(※4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合のほかこれに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は9,239千円であります。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で表示しております。

## 【訂正箇所⑨】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 7ページ

連結注記表

### 8. 金融商品に関する注記

#### <訂正前>

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(省略)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期預り敷金保証金

残存不動産賃貸契約期間に対応する国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### <訂正後>

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(省略)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期預り敷金保証金

残存不動産賃貸契約期間に対応する国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 【訂正箇所⑩】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 8ページ

連結注記表

### 9. 収益認識に関する注記

#### <訂正前>

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(省略)

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、271,809千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約については注記に含めておりません。未充足の履行義務は、主に不動産事業における賃貸住居の転貸（サブリース）料に関するものであります。

#### <訂正後>

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(省略)

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、271,809千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が47,766千円減少した主な理由は、PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI株式の一部を譲渡し、連結の範囲から除外したことによる前受金の減少であり、これにより、28,808千円減少しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約については注記に含めておりません。未充足の履行義務は、主に不動産事業における賃貸住居の転貸（サブリース）料に関するものであります。

## 【訂正箇所⑪】

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 9 ページ

個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### <訂正前>

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（省略）

#### <訂正後>

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度に移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

（省略）

**【訂正箇所⑫】**

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 13ページ

個別注記表

10. 収益認識に関する注記

**<訂正前>**

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**<訂正後>**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

以 上